

令和 6 年能登半島地震による被災者に対する市税の申告・納付等の期限の延長について

船橋市においては、令和 6 年能登半島地震の被災者に係る市税について、令和 6 年船橋市告示第 6 7 号において、船橋市市税条例第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、法律又は同条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入（以下「申告・納付等」という。）に関する期限を延長しておりますが、次に掲げる地域に住所または事務所若しくは事業所を有する者に係る申告・納付等の延長後の期限が決まりましたので、お知らせいたします。

詳しくは、下記問合せ先にご相談ください。

1 対象となる納税者

次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者

都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	金沢市 小松市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 野々市市 能美郡川北町 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町

石川県のうち上記指定地域以外の地域については、引き続き申告・納付等の期限を延長しております。延長後の期限が決まりましたら、別途お知らせいたします。

2 申告・納付等の延長後の期限について

市税の申告・納付等の期限が令和 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 7 月 3 1 日を期限とします。

お問い合わせ先

○市税の申告・納付等の期限の延長、減免に関すること

・個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税

→市民税課 電話：０４７－４３６－２２１４

・固定資産税・都市計画税

→資産税課 電話：０４７－４３６－２２２２

○納税の猶予に関すること

→債権管理課 電話：０４７－４３６－２２４６

○口座振替に関することその他

→税務課 電話：０４７－４３６－２２０２